

令和5年
4月1日から



お知らせ

守口市内の屋外広告物の許可は守口市役所に申請して下さい

令和5年4月1日より、大阪府から守口市への権限移譲に伴い、守口市における大阪府屋外広告物条例の施行に関する規則が施行されます。

つきましては、4月1日以降に守口市内で屋外広告物を設置・掲出、若しくは、継続して掲出する場合は、守口市役所に申請して下さい。

受付窓口について

受付窓口は、**守口市都市整備部住宅まちづくり課**（守口市役所5階北エリア）です。

◎受付開始 令和5年4月1日～

申請手続きについて

許可基準等は大阪府の条例により行いますので、府で行っていた手続きと変わりはありません。但し、各許可申請書様式については、大阪府の様式では手続きできませんので、**守口市の様式**をご利用願います。

※内容の詳細については、令和5年3月中に守口市ホームページで掲載予定です。

屋外広告業の登録について（令和5年4月1日以降）

守口市内で屋外広告業を営もうとする場合、従来どおり**大阪府知事の登録**が必要です。

引き続き、**大阪府への届出**をお願いします。

※内容の詳細については、大阪府建築環境課（TEL:06-6210-9718）までお問合せ下さい。

ご不明点等がございましたら、下記へお問合わせ下さい。

お問合わせ

守口市 都市整備部 住宅まちづくり課

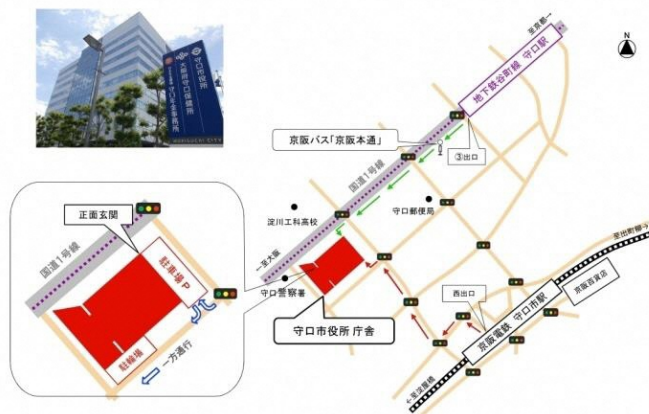
〒570-8666

大阪府守口市京阪本通二丁目5番5号

TEL:06-6992-1696（直通）

FAX:06-6992-1303

E-mail:Mori-jyumachii@city-moriguchi-osaka.jp



大阪府枚方土木事務所に申請して下さい

令和5年3月中の許可は

3月3日（金）までにご申請のご相談をいただき、**3月15日（水）までに許可手数料のご納付及び「大阪府手数料納付済証」をご提出**いただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

お問合わせ

大阪枚方土木事務所管理課

〒573-0027 枚方市大垣内町2丁目15番1号（大阪府北河内府民センタービル内）

TEL:072-844-1331 FAX:072-843-4623